

秋田県告示第502号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 まあじ

(1) 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まあじ漁業	現行水準（目安数量305トン）

2 まいわし対馬暖流系群

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
現行水準

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まいわし対馬暖流系群漁業	現行水準（目安数量110トン）